

2015年5月 口永良部島噴火

2015年5月29日、口永良部島が噴火し、気象庁から噴火警戒レベル5(避難)が発表された。これをうけ、島民は全島避難を実施した(屋久島町の避難所3ヶ所へ避難)。

ドコモは避難住民に対する通信確保のため避難所支援を実施するとともに、災害救助法の適用地域に対する支援措置を実施した。また、島内において停電が発生したため、基地局をバッテリー運用で維持するとともに、バッテリー消費を抑えるために出力を抑制して通信継続措置を行った。

避難所への無料充電コーナーの開設と携帯電話貸出

携帯電話は災害時の連絡手段として重要な役割を担っている。避難所では、充電手段に乏しいこと、避難時に携帯電話を持ち出せなかった方がいる、という状況が想定されることから、無料充電コーナーの開設と安否連絡用の携帯電話貸出を行った。

無料充電コーナー



宮之浦公民館



ドコモ・マルチチャージャ
各社の携帯電話、スマートフォンが充電可能



災害救助法の適用地域に対する支援措置を実施

災害の状況から、現地のお客様に対する支援措置を実施した。具体的には、①料金お支払い期限の延期、②故障修理代金の一部減額等、③携帯電話の貸出。

ドコモからのお知らせ

口永良部島（新岳）噴火に係る災害救助法の適用地域に対する支援措置

2015年5月29日

このたびの噴火により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

NTTドコモは、このたびの噴火による被害により災害救助法が適用された鹿児島県熊毛郡屋久島町（くまげんやくしまちょう）を対象に、以下の支援措置を実施してまいります。

https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/150529_01_m.html

島内停電に対する通信継続のための措置

口永良部島では停電が断続的に発生。島民は避難しているものの、現地でのライフライン復旧措置や遠隔監視のためにも携帯電話のネットワークが必要である。停電時は基地局をバッテリーで運用するが、通信需要に応じて基地局の出力を抑制することで、バッテリーの消費を抑え、通信の継続措置を実施した。